

平成29年度 第3回

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員会
議事録

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団
平成29年度第3回評議員会議事録

1. 日 時 平成29年11月27日(月) 午後2時～午後3時
2. 場 所 伊丹市広畑3丁目1番地 いたみいきいきプラザ 3階 人材養成室
3. 出席者
- 評議員総数 8名
評議員出席者 6名
- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 評議員 | 樋口 麻人 | 評議員 | 阪上 繁昭 |
| 評議員 | 迫田 博幸 | 評議員 | 原田 賀代子 |
| 評議員 | 小山 達也 | 評議員 | 常岡 豊 |
- 監事総数 2名
監事出席者 2名
- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 監事 | 西尾 幸道 | 監事 | 細川 健二 |
|----|-------|----|-------|

開会にあたり、定款第9条第2項の規定により評議員の互選により議長の選出となるが、評議員会の申し合わせにより樋口評議員が議長となり、定款第13条第1項に定める定足数を満たしていることを確認するとともに、議事録署名人に次の評議員2名を定款第14条第2項の規定により選任して議事に入った。

議事録署名人 阪上 繁昭
議事録署名人 小山 達也

4. 議 案 報告第3号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定款第30条第1項の規定による専決処分報告について」
議案第5号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分補正予算（第2号）」
5. 議 長 樋口 麻人
6. 議事録作成者 賤間 法生

7. 議 事
(1) 開 会

○事務局 みなさん、こんにちは。
本日は、お忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。

定刻の少し前ではございますが、皆様お揃いでございますので、ただいまより平成29年度第3回社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員会を開催いたします。お手元の次第に従い進行させていただきます。まず会議に先立ちまして、去る6月16日に開催されました評議員選任・解任委員会におきまして、本日も出席いただいております小山達也氏が、7月1日付にて飯田評議員の後任としまして新しく評議員に選任されましたことをご報告させていただきます。

それではここで委嘱状の交付をさせていただきたいと思っております。理事長、よろしくお願ひします。

※委嘱状の交付（理事長より小山評議員へ）

小山氏におかれましては、飯田評議員の後任として、「社会福祉法人 いたみ杉の子」の理事長にご就任され、また、平成24年5月より平成29年3月まで、当法人の評議員として、事業団運営にご尽力をいただいたところでございます。

それでは、ここで小山評議員より一言お言葉をさせていただきたいと思っております。

○小山評議員 [小山評議員挨拶]

○事務局 ありがとうございます。次に開会にあたりまして、当法人、奥田理事長よりご挨拶を申し上げます。

(2) 理事長挨拶

○理事長 [挨拶]

○事務局 ありがとうございます。

(3) 議長選出

○事務局 それでは、評議員会を開催させていただくにあたりまして、議長の選出を行いたいと思っております。

定款細則第9条第2項の規定により「議長は、出席した評議員の中からその都度互選により選任する」となっておりますが、どのようにさせていただきますでしょうか。

[事務局一任]

事務局一任というお声をいただきましたので、それでは、樋口評議員を議長に推薦させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

ご異議がないようでございますので、樋口評議員に議長をお願いし、以後会議を進行していただきたいと思っております。

[樋口評議員 議長席へ移動]

○議長 それでは、議長をさせていただきます樋口でございます。
宜しく願いいたします。

(4) 出席状況

○議長 まず、議事に入らせていただきます前に評議員の出席状況について報告いたします。

本日の出席評議員は、6名でございますので、定款第13条第1項に定める評議員8名の過半数を充たしておりますので本評議員会は成立いたします。

(5) 議事録署名人の選任

○議長 次に、定款第14条第2項の規定により議長の他に議事録の署名人2名を選任する必要がありますが、どのようにさせていただきますでしょうか。

[議長一任]

○議長 議長一任のお声がありましたので、私から指名させていただきます。
阪上評議員さん・小山評議員さんをお願いします。

(6) 議事

○議長 それではこれより議事に入らせていただきます。本日の議事は、報告が1件と議案が1件でございます。

それではまず、報告第3号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定款第30条第1項の規定による専決処分報告について」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第3号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定款第30条第1項の規定による専決処分報告について」につきまして、ご説明をさせていただきます。

説明にあたりましては、先般、評議員の皆様にお届けをさせていただきました別紙1「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 社会福祉事業区分及び公益事業区分補正予算（第1号）〈専決〉」に沿って説明をさせていただきますので、

よろしくお願いたします。それでは、説明資料の2ページ及び3ページをご覧ください。今回の補正予算につきましては、まず社会福祉事業区分では2ページ目にございますように、「本部」拠点、「松風園」拠点、「桃寿園」拠点、「東有岡」拠点、「中央」拠点、「荒牧」拠点、「小規模多機能居宅介護さくら」拠点の7拠点の事務費支出、さらに「本部」拠点におきましては介護保険事業収入を、「桃寿園」拠点におきましては固定資産取得支出を、「東有岡」拠点では設備資金等補助金収入及び固定資産取得支出を補正しようとするものでございます。また公益事業区分では3ページ目にございますように、「ケアハイツいたみ」拠点の事務費支出、「訪問看護」拠点での固定資産取得支出を補正しようとするものでございます。補正の内容といたしましては、まず「本部」拠点でございますが、以前より伊丹市介護人材確保検討委員会で検討されておりました介護人材のすそ野を広げ、多様な人材の介護分野への参入の促進を行う事業として、介護コンシェルジュを配置し、介護人材実態調査の実施、介護人材の発掘、ハローワークと連携した求職者と事業者とのマッチングを目的とした事業が、本年6月の伊丹市議会の補正予算の議決を受けて、伊丹市が立ち上げたものであり、当法人が委託を受けることとしたものでございます。その事業である「伊丹市介護人材マッチング機能強化業務」並びに「介護の職場体験業務」の委託料を介護保険事業収入として計上し、その業務に伴う事務費も併せて計上したものでございます。次に、「桃寿園」拠点でございますが、介護現場にロボット介護機器を導入することで、利用者の生活の維持・向上と介護業務の効率化・負担軽減についてどのような効果をもたらしているのかを検証することを目的とした事業を「株式会社三菱総合研究所」より委託を受けております。介護ロボットの導入及び効果実証研究事業に係る委託料を介護保険事業収入とし、介護ロボットの導入費用を固定資産取得支出として計上したものでございます。次に「東有岡」拠点でございますが、神奈川県障害福祉施設で発生いたしました事件を受け、兵庫県より設備費に関する通知があり、協議書を提出しましたところ社会福祉施設等施設整備補助金の内示を受けましたので、防犯カメラを設置することとしたものでありまして、兵庫県健康福祉部障害福祉局障害支援課からの補助金を施設整備等補助金収入として、防犯カメラの設置費用を固定資産取得支出として計上したものでございます。続きまして「訪問看護」拠点でございますが、同拠点の空調設備が故障し、夏場を迎えるにあたり早急な対応が必要となった為、新しく空調設備を設置いたしましたものを固定資産取得支出として計上したものでございませ。最後に「松風園」拠点、「桃寿園」拠点、「東有岡」拠点、「中央」拠点、「荒牧」拠点、「小規模多機能居宅介護さくら」拠点、「ケアハイツいたみ」拠点の7拠点につきましては、建築基準法第12条の規定に基づき、法人所有施設の建物及び設備点検が、3年に1回の間隔で義務付けられております。今回、兵庫県建築防災センターからの通知により、その特殊建築物等・建物設備の定期点検の実施並びに報告書の提出が今年度であったことが判明したものであり、その点検費用として事務費を計上したものでございます。以上の補正につきましては、本来であれば、評議員会の議決を要すべきところではございましたが、その処置に、特に緊急を要す

るものや調査の期間が限られているもの、また伊丹市の委託事業が平成29年7月1日より開始というものであり、評議員会を招集する時間的余裕がなかったため、定款第30条第1項の規定により、伊丹市の委託事業が始まる平成29年7月1日付で専決とし、今回、その内容を報告するものでございます。また、今回の9拠点の補正額の合計といたしましては、資料1ページ中央にあります「補正額」の合計の欄をご覧ください。まず事業活動による収支のうち、介護保険事業収入では、520万5千円の増額を、また同様に事業活動による収支のうち、事務費支出では、189万9千円の増額の補正を行いました。さらに施設整備等による収支のうち、施設設備等補助金収入では47万2千円の増額を、また同様に施設整備等による収支のうち、固定資産取得支出では366万8千円の増額の補正を行いました。結果としまして、同欄下から3行目にありますように「当期資金収支差額合計」は11万円の増加となりました。なお、資料4ページ以降につきましては、本補正予算成立後の各拠点の資金収支予算をお示しさせていただいたものであります。後ほどご覧いただければと思います。以上、簡単ではございますが、報告第3号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 定款第30条第1項の規定による専決処分報告について」の説明とさせていただきます。

○議長 ありがとうございます。説明が終わりました。
この件について、ご意見ご質問ございませんか。

○小山評議員 委託事業に伴う収入増ということですが、伊丹市からの介護コンシェルジュの委託期間と株式会社三菱総合研究所の委託期間は、いずれもどれくらいなのか教えていただきたい。

○事務局 まず伊丹市の介護コンシェルジュについての委託期間ですが、今年度については7月1日から3月31日となっております。株式会社三菱総合研究所の介護ロボットの導入検証事業の契約期間につきましては7月1日から10月31日までとなっております。現在検証期間が終わり報告書を作成している段階でございます。ホームページ等で掲載させていただいている状況でございます。

○小山評議員 期間を確認させていただいたのはいずれも単年度事業ということで、ある意味臨時的な収入ということと考えられるのですが、計上が介護保険事業収入ということで、経常経費に入れられているのですが、単年度であれば来年度はないということですので、そうすると介護保険事業収入が減るということになります。委託先の方からこの費目でということがあれば別ですが、特出しの事業であればその他収入の方にしておいてもいいのではということをお考えまして、意見として言わせていただきました。

○事務局 確かに単年度での委託契約となっておりますが、まず伊丹市から受託しており

ます介護コンシェルジュというのは今後も継続して続く事業ということであり、確かに1年ではなかなか結果の出ない事業でございます。継続的に次年度以降も委託があるであろうということで今回経常経費にさせていただいております。また介護ロボットの導入検証事業につきましても、私共、当初予算でもそうございましたが、できるだけ介護ロボットの導入など補助金等がございましたら、そういうものを探し出して経費の負担を軽減しようということで載せておりました。今回もそのような形で見つけてきたものでありまして、介護ロボット等の導入事業といえますのは、色々形を変えて次年度以降も行われると私共も推測しておりますし、またそういう国の流れもございますので、今回経常経費の収入に含ませていただいたということでございます。

○議長 他に何かございますでしょうか。

特にないようでございますので、報告第3号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定款第30条第1項の規定による専決処分報告について」につきましては、以上とさせていただきます。

次に、議案第5号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分補正予算（第2号）」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第5号「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分補正予算（第2号）」について、ご説明をさせていただきます。この度の補正予算第2号につきましては、まず人件費支出において当初予算確定後の職員の人事異動、職員登用、新規則を見据えまして正規職員化等により生じました各サービス区分における人件費支出の増減に伴うものでございます。それでは、議案第5号の説明に入らせていただきます。説明にあたりましては、先般評議員の皆様にお届けさせていただいております別紙2平成29年度補正予算説明資料「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分補正予算（第2号）」に沿って説明させていただきますので、よろしく願いいたします。それでは説明資料の2頁をご覧ください。まず、社会福祉事業区分での資金収支予算内における人件費支出ですが、各サービス区分において、当初予算確定後の職員の人事異動、職員登用、新規則を見据えまして正規職員化等により生じました人件費の増減で、表、一番左側の列の「社会福祉事業区分合計」欄の「人件費支出」の行にございますとおり、合計で26,053千円の増額の補正を行います。補正の増減のありました主だった拠点について説明いたしますと、まず本部拠点におきましては常務理事を伊丹市よりお迎えしたこと、主査級職員を1名増員配置したこと、契約社員の内2名を10月より正規職員化したことなどにより、17,850千円の増額となっております。次に、桃寿園拠点におきましては一般職職員を1名増員配置したこと、契約社員の内1名を10月より正規職員化

したことなどにより、12,298千円の増額となっております。次に、昆陽東拠点におきましては、年度当初におきまして日額契約社員2名が一般職に登用となったことなどにより、4,910千円の増額となっております。次に、中央拠点におきましては時給契約社員2名が日額契約社員となり、日額契約社員1名が月額契約社員に、契約社員の内6名を10月より正規職員化したことなどにより、7,107千円の増額となっております。次に、訪問介護拠点におきましては、介護職員の補充が十分に行えていない事があり、23,934千円の減額を行っております。結果といたしまして、「社会福祉事業区分合計」の列の一番下の行にありますように、当期資金収支差額合計は26,053千円の減額となります。

つづきまして、3頁目をご覧ください。こちらは、公益事業区分での資金収支予算内における人件費支出ですが、社会福祉事業区分と同様に各サービス区分での当初予算確定後の職員の人事異動、職員登用、新規則を見据えまして正規職員化等により生じた人件費の増減で、一番左側の列の「公益事業区分合計」欄の「人件費支出」の行にございますとおり、合計で5,881千円の減額の補正を行います。補正の増減のありました主だった拠点について説明いたしますと、まずケアハイツ拠点におきましては一般職職員が1名増加したこと、契約社員の内6名を10月より正規職員化したものの、退職者の補充が十分に行えていない事があり、10,611千円の減額となっております。次に訪問看護拠点につきましては契約社員の3名の増加や、派遣職員増員などにより、4,610千円の増加となっております。結果といたしまして、「公益事業区分合計」の列の一番下の行にありますように、当期資金収支差額合計は5,881千円の減額となります。なおこれら「社会福祉事業区分」「公益事業区分」の補正予算の合計をいたしました各事業区分の合計補正金額につきましては、資料の1頁となります。1頁をお開きいただけますでしょうか。法人合計の資金収支予算としましては、表中央の列の「補正額」の合計欄にありますように、「事業活動による収支」の「人件費支出」で20,172千円の増額の補正を行いました。結果といたしまして、「補正額合計」の列の下から3行目にありますように、当期資金収支差額合計で20,172千円の減少となっております。またこの人件費補正の中には、去る6月30日に開催いたしました、第5回理事会でご承認いただいた規則に基づく、45名の契約社員正規化に伴う人件費も含まれています。なお、4頁以降につきましては、本補正予算成立後の当事業団資金収支予算をお示しさせていただいております。以上、簡単ではございますが、議案第5号「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分補正予算（第2号）」の説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 ありがとうございます。説明が終わりました。
この件について、ご意見ご質問ございませんか。

○小山評議員 今回職員の正規化ということで人件費の補正ということなのですが、私の法人もそうですが介護福祉人材不足の中で職員を確保していくのはそれぞれの改善点は必要なかと思えます。補正の状況を見させていただく中でやはり主たる収入、介護保険収入が当然人件費に対して必要になってきます。人件費は上がって収入は当初予算通りということですが来年度の報酬改定を見越して法人の理事長の方で人件費に伴う収入の増がどうなのかという見解をお聞かせ願いたい。

○理事長 冒頭のご挨拶の中で申し上げました通り、人件費の方が法人運営にとって影響が大きいという認識は十分にしております。ただ財政状況を鑑みた時に、このことがすぐに法人経営に影響が出るということはないという判断で、正規化に踏み切ったものでございます。ただ対処方法といたしましては来年度に想定されております、介護保険報酬の単価改定の中で、いわゆる制度に準じた効率的な施設運営や事業運営。簡単に申しますと、事業収入を今よりも上げていくということがこの制度を担保する必須要件であると理事長としては思っております。事業展開をしていくには人材は必要。その人材を使って適切な事業展開を図る。そのことによって増収につなげていく。まあ一方では鶏と卵というような関係になるのですけれども、従前、事業団といたしましては、事業収入をあげて職員の処遇改善を図っていくという方向で取り組んでは来たのですけれども、昨今、介護人材の厳しい環境の中で先に人材確保に踏み切るということも、法人経営の手腕であると理事長としては判断しております。またこのあたりのことにつきましては、業務執行機関である理事会において十分にご意見等もいただきながら進んできたという経緯もございます。事業団と致しましては理事会の中で色々なデータを含めてお示しをしながら、適切な法人経営が成り立っていくように、来年度以降また理事会や評議委員会でご判断いただけるように十分にご説明していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○小山評議員 私も同じ法人経営者として、来年度の介護報酬の改定や障害支援費の報酬の改定などいろいろな情報が入ってきておりますが、いずれにしても諸手を挙げて万歳というような状況ではなさそうで、メリハリというのか、いわゆる重度の方、高齢の方があって介護の重たい方に関しての重点加配という状況等、介護報酬の中で色々と情報が出てきております。そういう意味では今回の人件費の補正に対応する収入増ということなのですが、事業団として情報を収集して、しっかりと収入を確保できるようにしていただければと思います。

○議長 他に何かございませんか。特にないようでございますので、決議に入らせていただきます。議案第5号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分補正予算（第2号）」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 ご異議がないようでございますので、議案第5号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分補正予算（第2号）」につきましては、原案どおり決しました。

○議 長 本日の議事はこれもちまして終了とさせていただきます。事務局の方、何かございませんか。ないようですので、これで終わらせていただきます。評議員の皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。これもちまして本日の評議員会は閉会といたします。

本日はどうも有難うございました。

以上、議長は議事が全て終了した旨を告げ、午後3時に閉会した。

議事を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人は署名押印した。

平成 年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人

議事録作成者